# 秩父別町住宅リフォーム補助金の概要

R4 4

## 対象住宅・対象者

#### 持家(既存住宅)の改修

・秩父別町に住所を有し、自己が所有し自己が居住する住宅の改修を行う人

#### 空き家の改修

- ・秩父別町内の空き家を取得して改修し、自らが居住する町民
- ・秩父別町内の空き家を取得して改修し、自らが居住する町外の人
- ・2 親等以内の親族から取得した空き家でないこと
  - 2親等以内の親族とは(申請者本人から見て)
  - ・本人の父母、子、子の配偶者、孫、孫の配偶者、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者
  - ・配偶者、配偶者の父母、子、孫、兄弟姉妹
  - ・本人の祖父母、配偶者の祖父母

持家(既存住宅)・空き家ともに補助金交付決定日から5年以上秩父別町に定住する方が補助対象です。

## 補助金の額

#### 持家(既存住宅)の改修

・対象経費の3分の1(上限30万円)

#### 空き家の改修

・対象経費の2分の1(上限100万円)

持家・空き家ともに改修事業費が30万円以上(税込)の工事が補助対象です。

- ・一度この補助金の交付を受けた方及びその世帯は補助対象者になりません。
- 一度この補助金の交付を受けた住宅は補助対象になりません。
- ・地方税等に滞納のある方、暴力団員は補助対象者になりません。
- この事業は、2年間(令和3年度~令和4年度)の政策事業のため本年度で終了となる場合があります。

## 他の補助金・補助制度との併用

- 一度の改修工事で、次の補助金等を併用して補助を受けることができます。
- ・秩父別町人にやさしい住環境整備費補助金(日常生活で介護を必要とする人向けの制度)
- ・介護保険の住宅改修制度 ・身体障害者の住宅改修制度
  - ・補助金を併用する場合は、それぞれの制度の要件を満たさなければなりません。 (それぞれの制度の手続きが必要です)
  - ・同一施工箇所に複数の補助金を充てることはできません。
  - ・リフォーム補助金の改修事業費は、各制度の事業費を合算して算定します。

### **秩父別町役場 建設課 ℡33-2111**

## 補助対象となる工事

区分	対象工事	左記工事の付帯事業の場合
内装	ドア取替	ふすま取替
(各部屋共通)	床改修(床材張替含む)	障子張替
	段差解消	畳入替・表替え
	部屋の間仕切りの変更改修	
	増築改修	
	壁改修(塗装・壁材張替含む)	
	天井改修(天井材張替含む)	
	内窓設置	
	手すり取付・取替	
玄関	あがりかまち、ベンチ	下駄箱取付・取替
台所	流し台取替	換気扇取替、
	カウンター改修	棚取替
		蛇口取替
トイレ	便器交換	手洗い蛇口取替
	手洗い設置・改修	ウォシュレット取替
浴室	ユニットバス設置・交換	洗面台
脱衣室	浴槽交換	蛇口取替
		シャワー取替
電気	電気配線改修	コンセント設置・交換
外装	屋根葺替え	風除室サッシ取付
	屋根塗装	換気口取付・取替
	外壁張替え	網戸取付・交換
	外壁塗装	
	防水工事	
	手すり取付	
	サッシ取替 (ガラスのみは不可)	
	玄関フード設置	
その他	断熱工事	
	対象工事での新旧入替が伴う撤去処分費用	

- 1 国・北海道の補助金、公的制度の措置等がある場合は、その額を差し引いた額を対象経費とする。
- 2 工事金額の合計を総体事業費とし、その額が30万円(消費税込)以上の工事を対象とする。
- 3 「人にやさしい住環境整備費補助金」とは同一工事個所は申請できない
- 4 付帯事業は対象項目毎に対象事業と合わせて実施する必要がある事業とする。